

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
相生市	菅谷地区(菅谷集落)	令和3年3月1日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

区 分	面 積 (ha)	割 合
地区内の耕地面積	12.15 ha	
①人・農地プランの耕地面積	11.19 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.18 ha	55.2 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	2.95 ha	26.4 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.23 ha	28.8 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.94 ha	8.4 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.65 ha	5.8 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.64 ha	14.6 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	5.01 ha	44.8 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) プランの区域は、住宅地内の混在農地を除いた区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・現状では地区外の大規模農が約1.5haを耕作しているが、アンケート結果では70歳以上の農業者のうち後継者が未定または不明の農家の耕作面積が少ないものの、将来にわたり地域の農地を守れるか地域で話す必要がある。 ・アンケート結果では、現在も貸している、又は貸したい意向のある農地は少ないが、生活環境財として農地をどのようにすべきか地区で検討する必要がある。 ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理をどのようにするか検討する必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、地域外の認定農業者が利用権設定をしている。貸出し希望が少ないものの、機会あるたびに集落として農家の情報収集を行い、遊休農地を出さないように努める。地域として農地保全を図るため、地域内で中心となる農業者を育成する。 ・中心となる経営体については、できるだけ土地利用型農業で水稻、黒大豆等を中心とした作付けを行うよう依頼する。 また、今後、離農や規模縮小する農家の農地については、集落・担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。 ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路、農道、畦畔維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、10筆13,271㎡となっている。
耕作者が作業の省力化、効率化を図り継続して営農できるよう、集落内及び耕作者で定期的な話し合いを行い集約化に努める。

●農地中間管理機構の活用方針

貸出希望が少ないことから。現状では中間管理機構の活用は積極的には行わず、中心経営体から要望があれば活用を行う。
貸出希望者が多くなれば、集落として遊休農地を防ぐためにも中間管理機構の活用を検討していく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針

担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。